

訟

平成四年(倒)第三八号

控 訴 人

株式会社鈴木製作所ほか一七名

被 控 訴 人

運輸大臣 ほか一名

平成六年一月二七日

被控訴人ら指定代理人

島	佐	横	小	小	植	松
田	々	田	野	池	田	谷
英	木	和	寺	晴	和	佳
			毅		男	樹
治	友	男	果	彦		
	三	田	野	彦		
	木					

東京法務局

安	井	清	露	橋	瓦	水	重	天	迫
達	上	水	木	本	林	嶋	野	谷	原
	和	敏	伸	昌	康		泰	直	慶
徹	夫	之	宏	典	人	智	樹	昭	信
	上	崇		本					

東京高等裁判所第四民事部 御中

準 備 書 面 (三)

被控訴人らは、裁判所の平成六年一二月七日付け釈明準備命令（以下「釈明命令」という。）に対し、次のとおり釈明する。

一 釈明命令の一について

東京国際空港のいわゆる沖合展開事業は、当初計画においては、昭和六三年に第一期計画である新A滑走路の供用を、昭和六五年（平成二年）に第二期計画である西側ターミナル施設の供用を、昭和六八年（平成五年）に第三期計画である新B滑走路及び新C滑走路並びに東側ターミナル施設の供用をそれぞれ開始する予定であったが、実際には、昭和六三年七月に新A滑走路の供用を、平成五年九月に西側ターミナル施設の供用をそれぞれ開始したところであり、現在は、新B滑走路及び新C滑走路並びに東側ターミナル施設の整備を行っており、新C滑走路については平成八年度末、新B滑走路については平成一一年度末の供用開始を

東京法務局

予定し、これに向けて鋭意工事を進めている。

二 釈明命令の二について

現在、東京国際空港において、航空機は、原則として、北風時には、現C滑走路の南側から着陸して新A滑走路の北側へ離陸し、南風時には、昼間は現B滑走路の東側又は現C滑走路の北側から着陸して新A滑走路の南側へ離陸し、夜間は新A滑走路の北側から着陸して新A滑走路の南側へ離陸するという運用方式を採っている。

新C滑走路が供用された段階においては、沖合展開事業の方針として地元等に説明しているところでは、航空機は、北風時には、新A・新C各滑走路の南側から着陸して新C滑走路の北側へ離陸し、南風時には、現B滑走路の東側又は新C滑走路の北側から着陸して新A・新C各滑走路の南側へ離陸するという運用方式を基本とし、原則として、航空機は京浜島上空を飛行しないこととしているもの

である。

三 釈明命令の三について

東京空港事務所騒音対策課が、問合せに対する回答等の業務を行っている。

訟

5

東京法務局